



働きやすい職場認証制度

「三つ星」認証において 追加適用となる選択必須項目

一般財団法人日本海事協会



追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対 象 事 業			対 象 期 間 又 は 時 点
		トラック	バス	タクシー
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
	11-⑭	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(バス)又は休日労働の限度違反がない。
	右記点数が、 11①～③で 少なくとも合 計54点以上 となること	2点	-	※災害時の避難輸送・救援輸送・支援物資輸送、交通事故・急病人の発生・通行止め・道路交通渋滞等の不可抗力、タクシーにおける運送引受義務の遵守(運送1回分に限る。)その他客観的に避けることのできない事由により、必要な限度の範囲内で基準を超過した場合を除く。(時間の「実績」に関するこれ以降の認証項目についても同様の取扱いとする。)
判断基準	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(バス)又は休日労働の限度違反がない旨を証する自認書がある。			
自認要件	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間(トラック・タクシー)、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間(バス)又は休日労働の限度違反がない場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 ＊必要な限度の範囲内で基準を超過している場合は日報等客観的に避けることができない事由を証する書類			
備 考	過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。)			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日(備考参照)
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
	11-⑮	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間(年間960時間以内)までに制限している。
	右記点数が、 11①～③で 少なくとも合 計54点以上 となること	2点	-	※法定労働時間を超える時間外労働が対象。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間(年間960時間以内)に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間(年間960時間以内)に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の時間外労働の合計時間を一定時間(960時間以内)に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。)			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

対策分野	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日(備考参照)
B	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		認証項目
	11-⑯	全てが該当する場合	一部が該当する場合	<p>労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間960時間以内)までに制限している。</p> <p>※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。</p>
	右記点数が、11①~⑳で少なくとも合計54点以上となること	2点(備考参照)	1点(備考参照)	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間960時間以内)に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	<p>労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間960時間以内)に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。</p> <p><自認方法></p> <p>電子申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。</p> <p>紙申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。</p>			
提出書類	なし			
保管書類	<p>該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間960時間以内)に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。</p> <p>*直近の労使協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 <p>*直近の労働協約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 <p>*直近の就業規則</p> <p>*労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書</p>			
備考	<p>・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。)</p> <p>・点数計算方法:項目11-⑯について点数は該当するものを加算。</p> <p>(例) 認証申請の対象営業所の全てを年間840時間以内に制限しており、一部の営業所を年間720時間以内に制限している場合:2点(全営業所年間960時間以内)+2点(全営業所年間840時間以内)+1点(一部営業所年間720時間以内)=5点</p>			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

対策分野	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日(備考参照)
B	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		認証項目
	11-⑯	全てが該当する場合	一部が該当する場合	
	右記点数が、11①~③で少なくとも合計54点以上となること	2点(備考参照)	1点(備考参照)	<p>労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間840時間以内)までに制限している。</p> <p>※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。</p>
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間840時間以内)に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	<p>労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間840時間以内)に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。</p> <p><自認方法></p> <p>電子申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。</p> <p>紙申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。</p>			
提出書類	なし			
保管書類	<p>該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間840時間以内)に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。</p> <p>*直近の労使協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 <p>*直近の労働協約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 <p>*直近の就業規則</p> <p>*労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書</p>			
備考	<p>・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。)</p> <p>・点数計算方法:項目11-⑯について点数は該当するものを加算。</p> <p>(例) 認証申請の対象営業所の全てを年間840時間以内に制限しており、一部の営業所を年間720時間以内に制限している場合:2点(全営業所年間960時間以内)+2点(全営業所年間840時間以内)+1点(一部営業所年間720時間以内)=5点</p>			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日(備考参照)
対策分野 B	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数 認証申請の対象営業所		認証項目
	11-⑯	全てが該当する場合	一部が該当する場合	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間720時間以内)までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。
	右記点数が、11①～⑳で少なくとも合計54点以上となること	2点(備考参照)	1点(備考参照)	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間720時間以内)に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間720時間以内)に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(年間720時間以内)に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑯について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを年間840時間以内に制限しており、一部の営業所を年間720時間以内に制限している場合：2点(全営業所年間960時間以内) + 2点(全営業所年間840時間以内) + 1点(一部営業所年間720時間以内) = 5点			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対 象 事 業			対 象 期 間 又 は 時 点
	トラック	バス	タクシー	基準日 (備考参照)
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		
	11-⑯	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間 (単月 100 時間未満) までに制限している。
	右記点数が、 11①～⑳で 少なくとも合 計 54 点以上 となること	2 点 (備考参照)	1 点 (備考参照)	※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間 (単月 100 時間未満) に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間 (単月 100 時間未満) に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間 (単月 100 時間未満) に制限することを定めた次のいずれの書類を保管。 ＊直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備 考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目 11-⑯について点数は該当するものを加算。			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

対策分野 B	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日(備考参照)
11-⑯	判定対象及び点数		認証項目	
	認証申請の対象営業所		労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(2～6カ月の平均がいずれも80時間以内)までに制限している。 ※法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。	
右記点数が、11①～③で少なくとも合計54点以上となること	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
	2点(備考参照)	1点(備考参照)		
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(2～6カ月の平均がいずれも80時間以内)に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(2～6カ月の平均がいずれも80時間以内)に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を一定時間(2～6カ月の平均がいずれも80時間以内)に制限することを定めた次のいずれの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑯について点数は該当するものを加算。			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対象事業			対象期間又は時点
		トラック	バス	タクシー
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認証項目
	11-⑰	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(9時間(隔日勤務の場合は21時間))以上確保することを定めている。
	右記点数が、 11①～⑳で少 なくとも合計 54点以上とな ること	2点 (備考参照)	1点 (備考参照)	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合9時間、隔日勤務の場合は21時間)以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合9時間、隔日勤務の場合は21時間)以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合9時間、隔日勤務の場合は21時間)以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑰について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10時間以上確保しており、一部の営業所で12時間以上確保している場合：2点(全営業所9時間以上) + 2点(全営業所10時間以上) + 1点(一部営業所11時間以上) + 1点(一部営業所12時間以上) = 6点			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日(備考参照)
対策分野 B	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数 認証申請の対象営業所		認証項目 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(10時間(隔日勤務の場合は22時間))以上確保することを定めている。
	11-⑰	全てが該当する場合	一部が該当する場合	
	右記点数が、11①~⑳で少なくとも合計54点以上となること	2点 (備考参照)	1点 (備考参照)	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合10時間、隔日勤務の場合は22時間)以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合10時間、隔日勤務の場合は22時間)以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合10時間、隔日勤務の場合は22時間)以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑰について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10時間以上確保しており、一部の営業所で12時間以上確保している場合：2点(全営業所9時間以上) + 2点(全営業所10時間以上) + 1点(一部営業所11時間以上) + 1点(一部営業所12時間以上) = 6点			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

対策分野	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日 (備考参照)
B	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数 認証申請の対象営業所		認証項目 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(11時間(隔日勤務の場合は23時間))以上確保することを定めている。
	11-⑰	全てが該当する場合	一部が該当する場合	
	右記点数が、11①~③で少なくとも合計54点以上となること	2点 (備考参照)	1点 (備考参照)	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合11時間、隔日勤務の場合は23時間)以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合11時間、隔日勤務の場合は23時間)以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合11時間、隔日勤務の場合は23時間)以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑰について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10時間以上確保しており、一部の営業所で12時間以上確保している場合：2点(全営業所9時間以上) + 2点(全営業所10時間以上) + 1点(一部営業所11時間以上) + 1点(一部営業所12時間以上) = 6点			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

対策分野 B	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日(備考参照)
11-⑰	判定対象及び点数			認証項目
	認証申請の対象営業所			
11-⑰	全てが該当する場合	一部が該当する場合	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(12時間(隔日勤務の場合は24時間))以上確保することを定めている。	
右記点数が、11①~③で少なくとも合計54点以上となること	2点(備考参照)	1点(備考参照)		
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合12時間、隔日勤務の場合は24時間)以上確保することを定めている旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合12時間、隔日勤務の場合は24時間)以上確保することを定めている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の勤務終了後の休息期間を一定時間(通常勤務の場合12時間、隔日勤務の場合は24時間)以上確保することを定めた次のいずれかの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑰について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10時間以上確保しており、一部の営業所で12時間以上確保している場合：2点(全営業所9時間以上) + 2点(全営業所10時間以上) + 1点(一部営業所11時間以上) + 1点(一部営業所12時間以上) = 6点			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

対策分野	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日(備考参照)
B	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		認証項目 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(12日)以内に制限している。
	11-⑱	全てが該当する場合	一部が該当する場合	
	右記点数が、11①~⑳で少なくとも合計54点以上となること	2点 (備考参照)	1点 (備考参照)	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(12日)以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(12日)以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数(12日)以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 ＊直近の労使協定 <ul style="list-style-type: none"> ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の労働協約 <ul style="list-style-type: none"> ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 ＊直近の就業規則 ＊労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑱について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合：2点(全営業所12日以内) + 2点(全営業所11日以内) + 2点(全営業所10日以内) + 1点(一部営業所9日以内) + 1点(一部営業所8日以内) = 8点			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日(備考参照)
対策分野 B	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数		認証項目 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(11日)以内に制限している。
	11-⑱	全てが該当する場合	一部が該当する場合	
	右記点数が、11①~③で少なくとも合計54点以上となること	2点 (備考参照)	1点 (備考参照)	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(11日)以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(11日)以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数(11日)以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑱について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合：2点(全営業所12日以内) + 2点(全営業所11日以内) + 2点(全営業所10日以内) + 1点(一部営業所9日以内) + 1点(一部営業所8日以内) = 8点			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日(備考参照)
対策分野 B	通し番号及び小項目の要件		判定対象及び点数 認証申請の対象営業所	認証項目 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(10日)以内に制限している。
	11-⑱	全てが該当する場合	一部が該当する場合	
	右記点数が、11①～⑳で少なくとも合計54点以上となること	2点 (備考参照)	1点 (備考参照)	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(10日)以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(10日)以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数(10日)以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑱について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合：2点(全営業所12日以内) + 2点(全営業所11日以内) + 2点(全営業所10日以内) + 1点(一部営業所9日以内) + 1点(一部営業所8日以内) = 8点			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

対策分野	対象事業			対象期間又は時点	認証項目
	トラック	バス	タクシー	基準日 (備考参照)	
B	通し番号及び小項目の要件		判定対象及び点数		労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(9日)以内に制限している。
	11-⑱	全てが該当する場合	一部が該当する場合		
	右記点数が、11①~③で少なくとも合計54点以上となること	2点 (備考参照)	1点 (備考参照)		
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(9日)以内に制限している旨を証する自認書がある。				
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(9日)以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。				
提出書類	なし				
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数(9日)以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書				
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑱について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合：2点(全営業所12日以内) + 2点(全営業所11日以内) + 2点(全営業所10日以内) + 1点(一部営業所9日以内) + 1点(一部営業所8日以内) = 8点				

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

対策分野	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日 (備考参照)
B	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数 認証申請の対象営業所		認証項目 労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(8日)以内に制限している。
	11-⑱	全てが該当する場合	一部が該当する場合	
	右記点数が、11①～③で少なくとも合計54点以上となること	2点 (備考参照)	1点 (備考参照)	
判断基準	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(8日)以内に制限している旨を証する自認書がある。			
自認要件	労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を一定日数(8日)以内に制限している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、運転者の連続勤務を一定日数(8日)以内に制限することを定めた次のいずれかの書類を保管。 *直近の労使協定 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の労働協約 ・制定日、改定日が記載された最新版であること。 ・事業者及び労働者の代表の名前が記載されていること。 *直近の就業規則 *労使協定、労働協約、就業規則に準ずる文書			
備考	・基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) ・点数計算方法：項目11-⑱について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てを10日以内に制限しており、一部の営業所を8日以内に制限している場合：2点(全営業所12日以内) + 2点(全営業所11日以内) + 2点(全営業所10日以内) + 1点(一部営業所9日以内) + 1点(一部営業所8日以内) = 8点			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対 象 事 業			対象期間又は時点
		トラック	バス	タクシー
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
		認証申請の対象営業所		運転者の時間外労働の合計時間の実績は一定時間(年間960時間)以内である。
	11-⑱	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
右記点数が、 11①～⑳で 少なくとも合 計54点以上 となること	2点	-		
判断基準	過去1年間、運転者の時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間960時間)以内である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去1年間、運転者の時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間960時間)以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *運転者の時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間960時間)以内であることが判断できる一覧表(1年分) 又はこれに準ずる書類(運転者の1年分の賃金台帳又は給与明細等)			
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) 法定労働時間を超える時間外労働が対象。 			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

対策分野	対象事業			対象期間又は時点
	B	トラック	バス	タクシー
通し番号及び小項目の要件		判定対象及び点数		認証項目
11-⑳		全てが該当する場合	一部が該当する場合	
右記点数が、11①～㉓で少なくとも合計54点以上となること		2点(備考参照)	-	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間(年間960時間)以内である。
判断基準	過去1年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間960時間)以内である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去1年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間960時間)以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間960時間)以内であることが判断できる一覧表(1年分)又はこれに準ずる書類(運転者の1年分の賃金台帳又は給与明細等)			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 点数計算方法:項目11-㉓について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全ての実績が年間720時間以内の場合:2点(全営業所年間960時間以内)+2点(全営業所年間840時間以内)+2点(全営業所年間720時間以内)=6点 			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対 象 事 業			対象期間又は時点
		トラック	バス	タクシー
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
	11-⑳	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間(年間840時間)以内である。
	右記点数が、 11①～③で 少なくとも合 計54点以上 となること	2点 (備考参照)	-	
判断基準	過去1年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間840時間)以内である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去1年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間840時間)以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間840時間)以内であることが判断できる一覧表(1年分)又はこれに準ずる書類(運転者の1年分の賃金台帳又は給与明細等)			
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 点数計算方法:項目11-⑳について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全ての実績が年間720時間以内の場合:2点(全営業所年間960時間以内)+2点(全営業所年間840時間以内)+2点(全営業所年間720時間以内)=6点 			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対象事業			対象期間又は時点
		トラック	バス	タクシー
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認証項目
		認証申請の対象営業所		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間(年間 720時間)以内である。
	11-⑳	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
右記点数が、 11①～㉓で 少なくとも合 計54点以上 となること	2点 (備考参照)	-		
判断基準	過去1年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間720時間)以内であることを証する自認書がある。			
自認要件	過去1年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間720時間)以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(年間720時間)以内であることが判断できる一覧表(1年分)又はこれに準ずる書類(運転者の1年分の賃金台帳又は給与明細等)			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 点数計算方法:項目11-㉓について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全ての実績が年間720時間以内の場合:2点(全営業所年間960時間以内)+2点(全営業所年間840時間以内)+2点(全営業所年間720時間以内)=6点 			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対 象 事 業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去1年間(備考参照)
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数 認証申請の対象営業所		認 証 項 目
	11-⑳	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は 一定時間(単月100時間)未満 である。
	右記点数が、 11①～⑳で 少なくとも合 計54点以上 となること	2点 (備考参照)	-	
判断基準	過去1年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(単月100時間)未満である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去1年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(単月100時間)未満である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(単月100時間)未満であることが判断できる一覧表(1年分)又はこれに準ずる書類(運転者の1年分の賃金台帳又は給与明細等)			
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 点数計算方法：項目11-⑳について点数は該当するものを加算。 			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対 象 事 業			対象期間又は時点
		トラック	バス	タクシー
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
	11-⑳	認定申請の対象営業所		運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績は一定時間(2～6カ月の平均がいずれも80時間)以内である。
		全てが該当する場合	一部が該当する場合	
	右記点数が、11①～③で少なくとも合計54点以上となること	2点(備考参照)	-	
判断基準	過去1年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(2～6カ月の平均がいずれも80時間)以内であることを証する自認書がある。			
自認要件	過去1年間、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(2～6カ月の平均がいずれも80時間)以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間の実績が一定時間(2～6カ月の平均がいずれも80時間)以内であることが判断できる一覧表(1年分)又はこれに準ずる書類(運転者の1年分の賃金台帳又は給与明細等)			
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。) 法定休日の労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。 点数計算方法：項目11-⑳について点数は該当するものを加算。 			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対 象 事 業			対 象 期 間 又 は 時 点
		トラック	バス	タクシー
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
	11-②	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	運転者の勤務終了後の休息期間の実績は9時間以上(隔日勤務の場合 は21時間以上)である。
	右記点数が、 11①～③で 少なくとも合 計54点以上 となること	2点	1点	
判断基準	過去1年間、運転者の勤務終了後の休息期間の実績は9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去1年間、運転者の勤務終了後の休息期間の実績は9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *運転者の勤務終了後の休息期間の実績が9時間以上(隔日勤務の場合は21時間以上)であることが判断できる一覧表(1年分)又はこれに準ずる書類(運転者の1年分の出勤簿又はタイムカード等で、いずれも休息期間が計算され記載されていること)			
備 考	過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。)			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対 象 事 業			対 象 期 間 又 は 時 点
	トラック	バス	タクシー	過去1年間(備考参照)
対策分野 B	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
	11-②	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	運転者の連続勤務の実績は12日以内である。
	右記点数が、 11①～③で 少なくとも合 計54点以上 となること	2点	1点	
判断基準	過去1年間、運転者の連続勤務の実績が12日以内である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去1年間、運転者の連続勤務の実績が12日以内である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *運転者の連続勤務の実績が12日以内であることが判断できる一覧表(1年分)又はこれに準ずる書類(運転者の1年分の出勤簿又はタイムカード等で、いずれも連続勤務日数が計算され記載されていること)			
備 考	過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。)			

追加となる「選択必須項目」(B 労働時間・休日)

	対 象 事 業			対象期間又は時点
		トラック	バス	タクシー
対策分野 B	通し番号及び小項目の要件		判定対象及び点数	認 証 項 目 運転者の年次有給休暇の平均取得日数は10日以上である。
	11-⑳		認証申請の対象営業所 全てが該当する場合 一部が該当する場合	
	右記点数が、11①～㉓で少なくとも合計54点以上となること		2点 -	
判断基準	過去1年間、フルタイム勤務の常時選任運転者(有給休暇11日以上付与されている者)の年次有給休暇の平均取得日数が10日以上である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去1年間、フルタイム勤務の常時選任運転者(有給休暇11日以上付与されている者)の年次有給休暇の平均取得日数が10日以上である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合:「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *入社後1年6ヵ月以上を経過したフルタイム勤務の常時選任運転者(有給休暇11日以上付与されている者)の年次有給休暇の平均取得日数が10日以上であることが判断できる年次有給休暇取得一覧表。			
備 考	過去1年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って1年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。)			

	対 象 事 業			対 象 期 間 又 は 時 点
	トラック	バス	タクシー	過去3年間 (備考参照)
対策分野 C	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認 証 項 目
	16-⑦	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	<p>認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷(※注)を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。)が発生していない。</p> <p>※注：重傷とは次の傷害とする</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 脊柱の骨折 ロ 上腕又は前腕の骨折 ハ 内臓の破裂 <p>ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のも</p> <p>ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害</p> <p>(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第二条第三号と同じ基準)</p>
	右記点数が、 16①～⑦で 少なくとも合 計10点以上 となること	2点	-	
判断基準	過去3年間、認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。)が発生していない旨を証する自認書がある。			
自認要件	<p>過去3年間、認証申請の対象営業所において、運転者が死亡した又は重傷を負った業務災害(当該運転者が第一当事者ではない交通事故を除く。荷役作業中の業務災害を含む。)が発生していない場合は、以下のいずれかの方法で自認。</p> <p><自認方法></p> <p>電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。</p> <p>紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。</p>			
提出書類	なし			
保管書類	なし			
備 考	過去3年間とは、基準日(申請月の前月の任意の日)から遡って3年とする。(詳細は、本解説書「2.用語の定義及び見方」参照。)			

追加となる「選択必須項目」(E 多様な人材の確保・育成)

対策分野	対象事業			対象期間又は時点
	E	トラック	バス	タクシー
27-⑨	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数 認証申請の対象営業所		認証項目
	右記点数が、27①～⑩で少なくとも合計18点以上(トラック)、16点以上(バス)、14点以上(タクシー)となること	全てが該当する場合	一部が該当する場合	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均30%未満である。 (参考) 運輸業・郵便業の離職率(平成29年): 12.4% 産業計の離職率(平成29年): 14.9% 出典: 厚生労働省「雇用動向調査」 注: 事業者における集計期間に応じ、国の会計年度(4月開始)、暦年(1月開始)、事業者の事業年度のいずれの過去3年間の実績で判定する。
判断基準	事業者における集計年度に応じ、「国の会計年度(4月開始)」「暦年(1月開始)」「事業者の事業年度」のいずれかの過去3年間の対象営業所における常時選任運転者の年間離職率の実績が平均30%未満である旨を証する自認書がある。			
自認要件	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均30%未満である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合: 「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合: 「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *常時選任運転者数と離職運転者数の一覧表 ・営業所ごとに、過去3年間のそれぞれの実績(常時選任運転者数、離職者数、離職率)を記入した表 【算出方法】 「常時選任運転者」: 運転者台帳に記載され、次のいずれかに該当する運転者をいう。 ①期間を定めずに雇われている者 ②2ヵ月以上の期間を定めて雇われている者 「離職者」: 常時選任運転者のうち、期間中に自己都合で退職した者をいい、同一企業内の他事業所への転出者や定年退職、懲戒解雇、死亡、契約満了、フルタイムからパートタイムに移行した者を除く。 「集計年度の離職率」: 常時選任運転者に対する離職者数の割合 $離職率 = 離職者数 \div 1月1日現在の常時選任運転者数 \times 100$ 「平均30%未満」: 過去3年間の各集計年度の離職率の平均が30%未満であること。			
備考	点数計算方法: 項目27-⑨について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10%未満の場合: 2点(全営業所30%未満) + 2点(全営業所10%未満) = 4点			

追加となる「選択必須項目」(E 多様な人材の確保・育成)

	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	過去3年間
対策分野 E	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数		認証項目
	27-⑨	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均 10%未満である。 (参考) 運輸業・郵便業の離職率(平成29年): 12.4% 産業計の離職率(平成29年): 14.9% 出典: 厚生労働省「雇用動向調査」 注: 事業者における集計期間に応じ、国の会計年度(4月開始)、暦年(1月開始)、 事業者の事業年度のいずれの過去3年間の実績で判定する。
	右記点数が、27 ①~⑨で少なく とも合計18点以 上(トラック)、 16点以上(バス)、 14点以上(タク シー)となること	2点	-	
判断基準	事業者における集計年度に応じ、「国の会計年度(4月開始)」「暦年(1月開始)」「事業者の事業年度」のいずれかの過去3年間の対象営業所における常時選任運転者の年間離職率の実績が平均10%未満である旨を証する自認書がある。			
自認要件	過去3年間、認証申請の対象営業所における常時選任する運転者の年間離職率が平均10%未満である場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合: 「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合: 「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *常時選任運転者数と離職運転者数の一覧表 ・営業所ごとに、過去3年間のそれぞれの実績(常時選任運転者数、離職者数、離職率)を記入した表 【算出方法】 「常時選任運転者」: 運転者台帳に記載され、次のいずれかに該当する運転者をいう。 ①期間を定めずに雇われている者 ②2ヵ月以上の期間を定めて雇われている者 「離職者」: 常時選任運転者のうち、期間中に自己都合で退職した者をいい、同一企業内の他事業所への転出者や定年退職、懲戒解雇、死亡、契約満了、フルタイムからパートタイムに移行した者を除く。 「集計年度の離職率」: 常時選任運転者に対する離職者数の割合 離職率 = 離職者数 ÷ 1月1日現在の常時選任運転者数 × 100 「平均10%未満」: 過去3年間の各集計年度の離職率の平均が10%未満であること。			
備考	点数計算方法: 項目27-⑨について点数は該当するものを加算。 (例) 認証申請の対象営業所の全てで10%未満の場合: 2点(全営業所30%未満) + 2点(全営業所10%未満) = 4点			

	対 象 事 業			対 象 期 間 又 は 時 点
	トラック	バス	タクシー	基準日 (備考参照)
対策分野 E	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数 認証申請の対象営業所		認 証 項 目 長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準を設定している。
	27 - ⑩	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
	右記点数が、27 ①～⑩で少なく とも合計18点以 上(トラック)、 16点以上(バス)、 14点以上(タク シー)となること	2点	-	
判断基準	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等観点からの取引先等に協力を求める基準(※注)を設定している旨を証する自認書がある。 ※注：高速料金、燃料サーチャージや荷待ち等に関する基準			
自認要件	長時間労働の是正や労働災害の防止、収支の改善等の観点から取引先等に協力を求める基準が設定されている場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次の書類を保管。 *取引先等に協力を求める基準を記載した書類 (例：旅行手配会社等への配布パンフレット等) 「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」参照 http://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。)			

追加となる「選択必須項目」(E 多様な人材の確保・育成)

	対象事業			対象期間又は時点
	トラック	バス	タクシー	基準日 (備考参照)
対策分野 E	通し番号及び小項目の要件	判定対象及び点数 認証申請の対象営業所		認証項目
	27 - ⑪	全てが該当する場合	一部が該当する場合	標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとしている。
	右記点数が、27 ①～⑫で少なくとも合計18点以上(トラック)、16点以上(バス)、14点以上(タクシー)となること	2点	-	
判断基準	標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとするなど、料金の適正な収受が行われている旨を証する自認書がある。			
自認要件	<p>標準貨物自動車運送約款又は個別に認可を受けた約款に基づき、待機時間料、積込料、取卸料その他の料金を運賃とは別建てとするなど、料金の適正な収受が行われている場合は、以下のいずれかの方法で自認。</p> <p><自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。</p>			
提出書類	なし			
保管書類	<p>申請する全ての営業所において登録証書の有効期間内は次のいずれかの書類を保管。</p> <p>*料金の届出書 *個別に認可を受けた約款を使用している場合は当該約款</p>			
備考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。)			

	対 象 事 業			対 象 期 間 又 は 時 点
	トラック	バス	タクシー	基準日 (備考参照)
対策分野 E	通し番号及び 小項目の要件	判定対象及び点数 認証申請の対象営業所		認 証 項 目 長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している。
	27 - ⑫	全てが該当 する場合	一部が該当 する場合	
	右記点数が、27 ①～⑫で少なく とも合計18点以 上(トラック)、 16点以上(バス)、 14点以上(タク シー)となること	2 点		
判断基準	長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している旨を証する自認書がある。			
自認要件	長距離輸送の行程を複数の運転者で分担し、日帰り勤務を可能とするため、中継輸送を実施している場合は、以下のいずれかの方法で自認。 <自認方法> 電子申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度システム提出書類情報」の画面上で自認。 紙申請の場合：「運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書」の紙面上で自認。			
提出書類	なし			
保管書類	該当する営業所において登録証書の有効期間内は、中継輸送の概要を記載した次のいずれかの書類を保管。 *中継輸送の方式、中継区間や時間が示された運行計画図、運行管理規程 *中継輸送を行った際の、相互使用車両の標示版 *中継輸送を行った際の、必要な者全てのサインまたは押印された日常点検表 *中継輸送を行った際の、必要な者全てのサインまたは押印された事業用自動車の受け渡し書 *相互使用を行う場合は協定書			
備 考	基準日とは、申請月の前月の任意の日とする。(詳細は、本解説書「2. 用語の定義及び見方」参照。)			